

日本色彩学会 役員および代議員選挙規定

1993(平成 5)年 4 月 1 日制定
2008(平成 20)年 5 月 17 日改訂
2009(平成 21)年 5 月 17 日改訂

(目的)

第 1 条 本規定は、会則第 16 条第 4 項に基づく役員の選挙、および会則 22 条第 3 項に基づく代議員の選挙に適用する。また、会則第 16 条第 5 項に基づく役員の欠員補充、および会則第 22 条第 4 項に基づく代議員の欠員補充について規定する。

(選挙管理委員会の構成)

第 2 条 役員選挙および代議員選挙の執行管理は、日本色彩学会選挙管理委員会(以下、選挙管理委員会という)が行う。

- 2 選挙管理委員会は、委員長 1 名を含む委員 5 名以内で構成する。ただし、委員には各支部より推薦された者各 1 名、および理事 1 名を含むものとする。
- 3 委員は、役員候補者および代議員候補者でない者とする。
- 4 委員は、理事会が選定し、会長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、委嘱の日から通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

(選挙人および被選挙人)

第 3 条 役員選挙および代議員選挙の選挙人および被選挙人は、当該年度の 11 月 1 日において正会員および名誉会員であるものとする。ただし、11 月 2 日から翌年 2 月 20 日までの間に退会した正会員および名誉会員を除く。

(役員選挙の流れ)

第 4 条 役員選挙は、役職ごとに行うものとし、その大筋は以下のとおりとする。

- (1) 理事会は、毎年 7 月 1 日までに、次年度の役職ごとの役員数およびその改選数を決定し、選挙管理委員会に報告する。
 - (2) 選挙管理委員会は、毎年 11 月中に、役職ごとに役員選挙への立候補者を募る。
 - (3) 理事会は、毎年 12 月中に、役職ごとの改選数に等しい数の推薦候補者を選定し、選挙管理委員会に報告する。
 - (4) 選挙管理委員会は、役職ごとに、立候補者および理事会の推薦候補者を合わせた役員候補者の名簿を作成し、選挙人に投票用紙とともに送付する。
 - (5) 投票は、2 月 21 日から 3 月 20 日までの間に、郵送手段により行う。
 - (6) 選挙管理委員会は、投票終了後すみやかに開票を行い、当選者を決定する。
 - (7) 選挙管理委員会は、選挙結果を総会に報告し、承認を得る。なお、当選者は、会則第 16 条第 1 項に従い、総会において選任される。
- 2 役員選挙の詳細は、別に定める細則に従う。

(代議員選挙の流れ)

第 5 条 代議員選挙は、支部ごとに行うものとし、その大筋は以下のとおりとする。

(1) 理事会は、毎年7月1日までに、次年度の支部ごとの代議員数およびその改選数を決定し、選挙管理委員会に報告する。

(2) 選挙管理委員会は、毎年11月中旬に、代議員選挙への立候補者を募る。

(3) 支部役員会は、毎年12月中旬に、支部ごとの代議員の改選数に応じた推薦候補者を選定し、選挙管理委員会に報告する。

(4) 選挙管理委員会は、支部ごとに立候補者および役員会の推薦候補者を合わせた代議員候補者の名簿を作成し、選挙人に投票用紙とともに送付する。

(5) 投票は、2月21日から3月20日までの間に、郵送手段により行う。

(6) 選挙管理委員会は、投票終了後すみやかに開票を行い、当選者を決定する。

(7) 選挙管理委員会は、選挙結果を総会に報告し、承認を得る。なお、当選者は、会則第22条第1項に従い、総会において選任される。

2 代議員選挙の詳細は、別に定める細則に従う。

(改選の公示)

第6条 役員および代議員の改選結果は、日本色彩学会誌に公示する。

(役員の欠員補充)

第7条 役員に欠員が生じたときは、その役職の候補者の得票順位における当選者の次点の者から、順に欠員を補充する。ただし、次点者がいないときは、補充を行わない。

(代議員の欠員補充)

第8条 代議員に欠員の生じたときは、その所属支部の候補者の得票順位における当選者の次点の者から、順に欠員を補充する。ただし、次点者がいないときは、補充を行わない。

(規定の改廃)

第9条 本規定の改廃は、選挙管理委員会が起案し、理事会および総会の承認を得なければならない。

付則 本規定は、2009(平成21)年5月18日から施行する。